

報 道 資 料

職員の懲戒処分が発令について

令和5年9月15日付けで、下記職員に対し懲戒処分を発令しました。

- 1 処分年月日
令和5年9月15日
- 2 被処分者、処分内容及び処分事由
保健福祉長寿局 会計年度任用職員 20代 男性
【内容】 戒告
【事由】 法令等に従う義務違反、信用失墜行為

(参考) 事実の概要

当該職員は、令和5年6月6日午前4時30分頃、静岡市清水区草薙の駐車場で、駐車してあった他人の自動車の運転席側のドアを、酒に酔って記憶がない状態で蹴り、損壊させた。そして、当該行為により、器物損壊の疑いで、現行犯逮捕された。

その後、当該職員は、同年7月26日付で不起訴処分となった。

当該職員に対して事実確認を行ったところ、上記の行為をしたことを認めたため、静岡市職員の懲戒処分に関する指針に基づき、上記処分を行った。

総務局次長コメント

今回、職員が起こした行為により、行政に対する信頼を損ねたことに対して、深くお詫び申し上げます。

今後は、職員に対しては、なお一層の綱紀粛正を図るとともに、市民の皆様からの信頼を早期に回復できるよう努めてまいります。

令和5年9月15日

総務局次長 たかだ 高田 かずまさ 和昌

【問合せ】 人事課 人事第2係
電話 054-221-1009